○中部地方整備局告示第三十号

平成十五年七月十一日付けで指定された木曽川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第三十一号

平成十四年八月三十日付けで指定された長良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第三十二号

木曽川水系伊自良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第三十三号

平成十五年三月二十日付けで指定された揖斐川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第三十四号

平成十五年三月二十日付けで指定された根尾川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第三十五号

木曽川水系牧田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第三十六号

木曽川水系杭瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

中部地方整備局長　富田　英治

○九州地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千三百二十七号日田都市計画道路事業三・四・十三号丸山五和線

三　事業施行期間　自平成四年七月二十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富良野市四六二二番七から同市五一二五番四まで	A	一二・〇〇～六五・〇〇（メートル）	一一・〇七〇（キロメートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	二〇・九〇～三七二・一九	八・六一一	
	A	一二・〇〇～七二・九六	一一・〇七〇	
	後B・C・D	二〇・九〇～三二四・五八	八・六一一	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号及び二百八十号	北斗市富川一丁目四六番三から同市富川二丁目二八八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年三月七日